

社団法人日本社会福祉士会宮崎県支部

支部会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、規約第7条に基づきその細目を定めることを目的とする。

(支部会費額)

第2条 本会の支部会費の年額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 正会員の額は、4,000円とする。
- (2) 準会員の額は、3,000円とする。
- (3) 賛助会員の額は、個人、団体にかかわらず、1口10,000円とし、それぞれ1口以上とする。

(納入期限)

第3条 支部会費は、毎年4月30日までに、全額一括して納入するものとする。

ただし、年度途中に入会を希望した者は、入会の承認を受けた日から30日以内に納入するものとする。

(年度中途の退会)

第4条 年度途中で退会した者に対しては、既に納入された支部会費は返還しないものとする。

(会費の免除)

第5条 1月1日から3月31日までの間に入会した者については、当該年度の支部会費を免除する。

- 2 国家試験に合格し、引き続き社会福祉士登録手続及び日本社会福祉士会入会手続をした者の年会費は、当該年度に限り免除する。
- 3 会費を免除された会員の権利は、納入者と同等とする。

(改正)

第6条 この規則を改正する場合は、理事会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるほか、この規則の施行について必要な事項は理事会の議決を経て、別に定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

この規則は、平成20年4月1日から施行する。(改正第2条・改正第3条・改正第5条)